


項 目	概 要 案	備 考
目 的 等	<p>全技連マイスター会設立15周年を記念し、全技連マイスター会活動に長年にわたり指導的役割を果たし、組織維持に尽力しているマイスター会会員(以下「会員」)等を顕彰するため、全技連マイスター会理事会で顕彰制度を改正し、所要の要綱を改正した。</p> <p>◆ 顕彰制度改正理事会：令和2年度第5回理事会(書面) (令和2年7月15日～31日)</p> <p>◆ 理事会決定事項</p> <p>(1) 全技連マイスター会顕彰制度顕彰制度の改正 (2) 全技連マイスター会功労章授与要綱の改正</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">次ページ改正内容以下 各項目・別添資料3参照</p>	<p>【参考：従来の顕彰制度】</p> <p>(1)全技連マイスター会功労章(以下「功労章」)：</p> <p>①授与対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全技連マイスター会理事・監事以上の職を一定年数以上務めた会員 ・全技連マイスター会支部会長につき、理事・監事の規定を準用する(この場合、当該地区ブロック推薦副会長・当該支部推薦理事に意見を聴かねばならない) <p>②種別：金色功労章・銀色功労章</p> <p>③副賞あり(正章・略章)</p> <p>(2)全技連マイスター会会長賞授与区分(3)(組織の維持運営に継続的に貢献した者。以下会長賞)：</p> <p>①授与対象：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全技連マイスター会の組織維持・運営に継続的に貢献した会員等 ・単一職種団体の組織維持・運営に継続的に貢献した会員等 ・マイスター会責任者・単一職種団体代表者の申請による <p>②副賞無し</p>

改正内容

(1)功労章種類の新設

- ・功労章に新種類(「銅色功労章」)を設けた。(要綱第3 参照)
- ・「銅色功労章」授与者には、**正賞(章記盾)及び賞(略章)を授与する。**
(意匠規程第3ただし書き)

(2)対象者

- ① 全技連マイスター会支部(以下「支部」)で**役付き理事・監事以上の職を一定年数以上務めた会員**及び支部会長の指揮のもとに、**会員以外であって、支部の事務に8年以上従事した者**

(要綱第4表中「銅色功労章」活動経歴①・同条4 参照)

【具体的対象者】

- ・会長、副会長、総務・会計担当理事又は相当職、監事を**2期4年以上**務めた会員
- ・会員以外で、総務・会計その他の支部事務を**8年以上**務めた者

- ② 単一職種団体に**役付き理事・監事以上の職を一定年数以上務めた会員**

(要綱第4表中「銅色功労章」活動履歴②参照)

【具体的対象者】

- ・会長、理事長、副会長、副理事長、専務理事、本部理事、常務理事、常任理事、会計担当理事、理事兼事務局長、監事を**2期4年以上**務めた会員

(3)「銅色功労章」授与手続き

(要綱第4-5 参照)

「銅色功労章」は、当該の**全技連マイスター会支部推薦理事・単一職種団体代表者の申請により**、全技連マイスター会会長が授与する。

(4)「銅色功労賞」の適用除外者

- ①会員歴が、4年に満たない者(前記(2)①に規定する「会員以外の者」を除く)
(要綱第4-2 参照)

改正要綱	<p>②既に全技連マスター会功労章を授与されている者（要綱第4-3参照）</p> <p>③1年を超えて、全技連マスター会会費を納めていない者 （要綱第4ただし書き）</p> <p>資料2「全技連マスター会功労章授与要綱」のとおり。</p>	
新制度適用にかか る今後の 予定	<p>◆「銅色功労章」申請：令和2年8月上旬～令和2年10月中旬を申込期間として、各支部選出理事からの申請を行う。 （申請様式：資料3参照）</p> <p>◆「銅色功労章」授与予定時期：は2021年度(令和3年度)全技連マスター会総会時を目途とする。</p>	